

# 香川県立保健医療大学客員教授等規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第34条に規定に基づく客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生の資質の向上を図るとともに、地域に開かれた大学づくりに資するため、看護、臨床検査その他の分野で活躍する者を客員教授等として招へいする。

(職務等)

第3条 客員教授等は、次の各号のいずれかに掲げる職務を行う。

(1) 特別講演

(2) 教授又は研究

2 特別講演は、学外の者にも開放することができるものとする。

(資格)

第4条 客員教授等となることができる者は、本学の教授又は准教授の選考基準に合致している者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる職務を行う者にあつては、学界における指導者等

(2) 前条第1項第2号に掲げる職務を行う者にあつては、学界において業績を高く評価される者又は外国の研究教育機関で優れた研究教育上の実績があると認められる者であつて、本学において引き続き3月以上当該職務に従事できるもの

(選考)

第5条 客員教授等の選考は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。